

「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ（平成25年9月）」に対する意見募集の結果概要

1. 意見募集の期間

平成25年9月27日（金）～平成25年10月26日（土）

2. 寄せられたメール等の総数

合計2,045件

3. 主な意見の概要

寄せられた主な意見の概要は以下のとおり。なお、（個人）には、個々の企業から寄せられた意見も含む。

I. はじめに

- 「電子書籍をインターネット等を通じて配信することを『電子出版』と呼ぶ」と定義されているが、出版者と配信事業者の役割について混同し、誤解を生む恐れがある。出版者とは、出版物の企画や編集・制作など、いわゆる作品作りから流通にいたるまで、出版行為のすべてを責任とリスクを持って行っている者であり、本項において出版者の定義を明確にする必要がある。（一般社団法人日本電子書籍出版社協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本出版者協議会、個人）

II. 第3章（出版者への権利付与等についての方策）

① 著作隣接権の創設に関する意見

- 著作隣接権の創設に反対であり、中間まとめにおいて明確に否定されたことを評価する。（一般社団法人日本印刷産業連合会、同旨 日本弁護士連合会、日本知的財産協会、アジアインターネット日本連盟、個人）
- 「楽譜の特性」についてほとんど議論されておらず、楽譜出版者等も交えた議論の場を別途設けていただきたい。（一般社団法人日本楽譜出版協会、同旨 一般社団法人日本音楽著作権協会、楽譜コピー問題協議会、日本音楽作家団体協議会、個人）
- 速やかに海賊版対策を行うためには、出版者に著作隣接権を与えた方がよい。（個人）

② 電子書籍に対応した出版権の整備に関する意見

- 電子書籍に対応した出版権を創設することについて賛成する。（一般社団法人日本印刷産業連合会、同旨 日本弁護士連合会、日本知的財産協会、一般社団法人日本音楽出版社協会、日本弁理士会、個人）

- 「電子書籍に対応した出版権の整備」と「契約による対応」とを比較考量する審議が十分とは言えないまま、「電子書籍に対応した出版権の整備」の方策を軸に検討が進められたことは遺憾であり、さらに時間をかけた丁寧な審議を求める。(アジアインターネット日本連盟)
- 独立した電子出版権の創設に反対する。(一般社団法人日本ペンクラブ)

③ 訴権の付与に関する意見

- 他の知的財産権との平仄、我が国の私法体系全般との整合性についても議論が及ぶ可能性があり、短期的に法文化することは困難であるとする。(日本弁護士連合会)

④ 契約による対応に関する意見

- 仮に、契約による対応が業界慣行に即していないという実情があるならば、今回の立法整備を契機に、書面による適正な契約慣行が確立・促進されることを期待する。(一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)

Ⅲ. 第4章 (電子書籍に対応した出版権の整備について)

1. 権利の主体・客体 (第2節)

(1) 電子書籍に対応した出版権の主体の在り方

(i) 権利の主体

- 権利の主体について、現行の出版権を有している出版者に限られず、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者(電子出版のみを行う者を含む。)とすることに賛成する。(日本弁護士連合会、同旨 アジアインターネット日本連盟)
- 電子書籍の企画、編集から制作、流通までに責任を持って行う者が権利の主体となるようにすべきである。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本電子書籍出版社協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人出版粋会、一般社団法人日本出版者協議会、個人)

(ii) 「出版者の権利のあり方に関する提言」における一体的設定の是非

- ① 一体的設定に積極的な意見
- 一体的設定をデフォルトルールとすることを強く主張する。現在出版されている電子書籍の大半が紙の出版物と同一編集で同一の出版者から発行されていること、出版とは、それが紙媒体であろうと電子媒体であろうと、企画、編集から制作、流通までを責任を持って行うものであること、一体的設定をデフォルトとすれば海賊版対策として有効であることが理由である。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本電子書籍出版社協会、一般社団法人出版粋会、一般社団法人日本出版者協議会、個人)
- 「紙の出版」か「電子の出版」かは、出版行為自体の本質的な違いではなく、伝達媒体の違いに過ぎない。支分権ごとに出版権者が異なることは、権利関係を複雑にしてコンテンツの円滑な流通に影響を与える恐れもある。(一般社団法人日本出版インフラセンター、同旨 個人)

- 出版社はこれまで出版産業や文化面でも一定の貢献を果たしてきたが、電子出版等の時代が到来しても、読者に多様な読書体験を提供し、紙と電子双方の出版産業のハブとしての重責を担うことを望むため、紙と電子の一体的設定を望む。(日本製紙連合会、同旨 日本書店商業組合連合会、日本洋紙代理店会連合会、日本板紙代理店会連合会)
- 現状の海賊版被害の典型例(紙の出版物をデッドコピーしたインターネット上の海賊版)に対する効果的な海賊版対策や、ステークホルダー等にとってシンプルで分かりやすい制度設計であるべきという観点からは、紙媒体での出版と電子出版に係る権利を一体化して「著作権」とした方が望ましい。(一般社団法人日本印刷産業連合会)

② 一体的設定に消極的な意見

- 紙媒体の出版は複製行為を基調とするのに対し、電子出版は公衆送信行為を基調とする点で、法的には本来別個の行為として評価されるべきものである。(大阪弁護士会)
- 紙の出版と電子出版は、著作権者と出版者が、必要に応じてその都度分けて契約を結び出版するのが最もシンプルでわかりやすい。(日本児童出版美術家連盟、同旨 個人)
- 「一体化」が実現した場合、3000~4000社とも言われる出版社に対して、あまねく電子出版の義務を課すことは無理があること、出版者が行使しうる権利は、著作権者の権利を基礎としていることから、著作権者の意向が最も尊重されるべきであること、電子書籍市場の将来の姿を考えた制度設計が必要であり、電子のみで出版する事業者を含む新規参入も促進し、既存の出版社とともに電子書籍市場を拡大していくことが重要であること等の観点を考慮する必要がある。(一般社団法人日本経済団体連合会、同旨 日本弁理士会)
- 必ずしも法的な知識が十分ではない著者が、電子出版は紙媒体と一体的に同一の出版者においてとり行われなければならないというような誤った理解をする恐れもあるため、著者に対してデフォルトで紙媒体による出版と電子出版を一体的に設定する法制度設計については慎重に考える必要がある。(アジアインターネット日本連盟、同旨 大阪弁護士会、個人)

③ その他

- 今回の議論の最大の目的である、違法流通の抑止という趣旨を実現するための制度設計が望ましい。また、いずれの構成を採用するとしても、別途当事者の合意により、一体的設定とするか、別個の権利として設定するかを選択することは可能であるといえ、この点にかかる議論に固執して立法を遅らせるのは得策ではない。(日本知的財産協会)
- 紙の出版と電子出版を一体化した権利として制度設計する場合には、著作権者に対して契約の範囲を明確に説明する、一定のガイドラインを作成する、契約を巡る紛争解決のための仲裁機関を設ける等、紙の出版と電子出版を別々に設定することが可能であるという選択権の行使を十分に保障する運用が必要である。(日本弁護士連合会)
- 著作権者と出版者の考えには大きな隔たりがあり、また、その背景には出版業界特有の契約慣習もあるようだが、電子出版の流通促進のためには設定契約がスムーズに締結されることが何より重要と思われるため、著作権者の意向も十分踏まえた結論としてほしい。(一般社団法人電子情報技術産業協会)

(2) 電子書籍に対応した著作権の客体の在り方

- 電子書籍に対応した著作権の客体を、現行の著作権の対象となっている文書又は図画に相当するものとするに賛成する。(日本弁護士連合会、同旨 個人)

2. 権利の内容 (第3節)

(1) 電子書籍に対応した著作権に係る権利の内容の在り方

- 複製権及び公衆送信権とすることが適当である。(一般社団法人日本出版者協議会、同旨 日本弁護士連合会、個人)
- 放送権を付与する必要性は必ずしも明確でなく、著作権の内容に放送権を含める必要があるかどうかは、引き続き検討を深めるべきである。仮に、効果的な海賊版対策等のために放送権の付与が必要だと判断されたとしても、具体的な制度設計に当たっては、放送事業への影響が過大となることのないよう十分配慮してほしい。また、現行法の「原作のまま」等の要素は維持されることを要望する。(日本放送協会)

(2) 「特定の版面」を対象を限定した権利の付与の是非

① 「特定の版面」を対象を限定した権利の法制化の是非に関する意見

- 小委員会における議論を経ても、なお「特定の版面」の権利の実現を求めることには、説得的な根拠がない。(一般社団法人日本経済団体連合会)
- 「特定の版面」を対象を限定した権利の創設の必要がないことが示されたことを評価する。
(一般社団法人日本印刷産業連合会、同旨 一般社団法人電子情報技術産業協会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)
- 「特定の版面」を対象を限定した権利の創設が、海賊版対策並びに出版以外の複写等の許諾の促進に不可欠である。(一般社団法人日本出版者協議会、同旨 個人)

② 出版物(特に雑誌)をデッドコピーしたインターネット上の海賊版対策に関する意見

(ア) 電子書籍に対応した著作権による対応に関する意見

- 雑誌掲載についての著作権の存続期間を短くする等の方策は、実務上の努力の問題であり制度として対応がなされているとは言えない。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本電子書籍出版社協会、個人)
- 雑誌のデッドコピーにより出版者が多大な損害を被り、かつ、現行法上、雑誌を単位とする著作権を設定できるか否かが必ずしも明確でないとの意見は理解するところであり、円滑に設定契約が締結され、電子出版の流通促進につながるような結論とすべきである。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- 著作権の一体的設定を前提とした運用でない限り、制度の手助けがないまま、紙の出版者はインターネット上の海賊版に立ち向かわざるを得ない。(一般社団法人日本電子書籍出版社協会、同旨 日本書籍出版協会)

(イ) インターネット上の違法配信を紙の出版物に係る著作権の侵害とみなす規定を創設することによる対応に関する意見

- みなし侵害規定の創設について肯定的な意見もあったところであり、海賊版対策の実効性を高めるためには、みなし侵害規定の創設といった方策を併せて講じることが是非とも必要である。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本電子書籍出版社協会、個人)

3. 著作権者による再許諾 (第4節)

① 電子書籍に対応した著作権に係る再許諾の在り方に関する意見

- 電子書籍の流通と利用促進の観点から、電子書籍に対応した著作権の設定を受けた者は、電子書籍の配信について、著作権者の承諾を得て、第三者に許諾することを認めることに賛成する。また、著作権者としては電子書籍に対応した著作権者以外の第三者が配信者となるか否かは重大な関心事項であるため、著作権者の承諾を得た場合に限り再許諾可とすべきである。(日本弁護士連合会)
- 電子書籍の配信に係る再許諾については著作権者が当然に行える必要があるが、配信に係る再許諾について著作権者の関与を認める制度になると、新たに開設された電子書店で配信を行うときには、その都度著作権者の承諾を得なければならないことになる。これでは電子書籍の流通を大きく阻害することになり、およそ妥当なものとは言えない。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本電子書籍出版社協会、個人)
- 著作権者の関与を認めることは適当であると考えますが、個々の再許諾に際して著作権者の承諾を個々に得るような仕組みにすることは、著作物の流通に多大な支障が生じ、原則再許諾自由とするかどうかは、契約自由の範囲内の事柄というべきであるため、当事者間で、「原則再許諾は自由。著者があらかじめ拒否した第三者に限って再許諾は不可。」という契約が可能となるような制度設計を求める。(アジアインターネット日本連盟)
- 著作権を電子書籍に対応するに当たっては、著作権者から機関リポジトリへの登録・公開に関する許諾が得られているにも関わらず、著作権者からの許諾が得られないために登録・公開できないといった事態が生じることがないように、法制化に際して十分な検討を望む。(国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会)

② 紙の出版物の著作権に係る再許諾の在り方に関する意見

- 二次出版が行われている間に、一次出版物が絶版となることもあり、権利の再許諾という形をとると、一次出版物の絶版により再許諾権限も同時に失われるという不都合な事態が生じることになる。紙の出版物における再許諾は、仮にそれを認める必要性があるとしても、現行法第80条第3項が任意規定であることが確認されれば足りるのであり、それを越えた法改正が必要であるとは思わない。(一般社団法人日本書籍出版協会、同旨 一般社団法人日本雑誌協会、個人)
- 再許諾の方法をとる場合、親本の出版者が他者に二次出版を再許諾しても継続出版義務は、親本の出版者に課されたままとなるが、親本の出版者が他者に課されるはずの継続出版義務まで保証できない。(一般社団法人日本雑誌協会、同旨 個人)

- 再許諾について、「中間まとめ」のとおり、電子媒体とともに、紙媒体の設定出版権の再許諾が不可欠である。(現行法の) 法的矛盾を解消する意味で、紙媒体の設定出版権に再許諾を付与する意義がある。また、単行本が絶版となると文庫の再許諾権も無くなるのではないかという批判があるが、単行本が絶版になれば著作権者は設定出版権の消滅請求を行い、当該文庫出版者に出版権を再設定すれば済むことである。(一般社団法人日本出版者協議会、同旨 個人)
- 紙の出版について現行の出版権では再許諾が認められていない(第80条第3項)が、単行本と文庫本との他社における出版の競合というような実態に合わせ、現行の出版権の規定を変更し、紙の出版についても、著作権者の承諾を得た場合には、出版権者が第三者に許諾を可能とすることについて賛成する。(日本弁護士連合会、同旨 アジアインターネット日本連盟)

4. 電子出版の義務・消滅請求について(第5節)

(1) 電子書籍に対応した出版権に係る義務の在り方

- 一定期間内に電子出版する義務、慣行に従い継続して電子出版する義務など電子書籍に対応した出版権の趣旨や性質を踏まえた義務を出版権者に課すことに賛成する。なお、その義務の内容については電子出版の特徴を考慮の上更なる検討が必要である。(日本弁護士連合会、同旨 日本知的財産協会、アジアインターネット日本連盟)

(2) 電子書籍に対応した出版権に係る消滅請求の在り方

- 紙媒体での出版と電子出版の権利の片方の義務違反の法的効果をもう片方に及ぼして消滅請求を認めるか、あるいは片方の義務違反の法的効果は他方に及ぼさず当該義務違反のあった権利のみ消滅請求を認めるかについては、どちらが望ましいかを検討したうえで制度設計において決することであるから、実務慣行・当事者の意思を考慮しつつ、更なる検討を行う必要がある。(日本弁護士連合会)
- 仮に紙媒体の出版権と電子書籍に対応した出版権とを一体化した権利を創設する制度を採用するのであれば、一方の出版権に関してのみ義務違反がある場合の出版権の消滅請求についても、原則として紙媒体の出版権及び電子書籍に対応した出版権を一体的に消滅させる制度を採用することを基軸として、消滅請求の在り方を検討するのが相当である。(大阪弁護士会)
- 中間まとめでは、紙媒体での出版と電子出版の権利を一体化した場合の消滅請求の在り方には何ら触れておらず、この場合には、「塩漬け」問題が生じないように、「紙しか出版しなかった場合には、電子出版の実情に鑑み合理的と思われる猶予期間の経過後に電子出版にかかる権利は消滅する」という形を望む。(一般社団法人電子情報技術産業協会)

5. その他(第6節)

(1) 電子書籍に対応した出版権の存続期間

- 電子書籍に対応した出版権については原則として設定行為で定めるところにより、設定行為に定めがないときは最初の電子出版後一定期間を経過した日に消滅するものとするのが適当であるという点に賛成する。この「一定期間」については、第83条第2項にならって3年が穏当と考える。(個人)

(2) 電子書籍に対応した著作権の制限規定の在り方

- 現行の著作権と同様、電子書籍に対応した著作権についても、電子書籍に対応した著作権の権利内容に合わせて制限規定を整備することに賛成する。(日本弁護士連合会、同旨 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会)

(3) 権利関係の明確性の確保

- 権利関係の明確性の確保について、登録制度の整備が検討される点については賛同する。その際、登録申請の簡便性のみならず、権利者の所在がわかりやすいといった利害関係者にとっての利便性の点も考慮されるのが望ましい。(一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、同旨 個人)

IV. その他

- 多様なステークホルダーによる開かれた議論がなされた「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会」を評価する。開かれた議論の結果である「中間まとめ」が尊重され、かつその内容から逸脱または後戻りすることのないことを強く希望する。(一般社団法人日本印刷産業連合会、同旨 一般社団法人日本経済団体連合会、日本知的財産協会)
- 今般導き出された独立した電子著作権の創設について反対すると同時に、議論の差し戻し、もしくは新たなメンバーによる議論を要求する。(一般社団法人日本ペンクラブ、同旨 個人)

(以 上)